

代理記載用

請求書

公職選挙法第四十九条第二項の規定により、
衆議院 小選挙区
比例代表 選出議員選挙
最高裁判所裁判官国民審査

において、次の現在する場所で郵便等

による不在者投票を行いたいのので、同法施行令第五十九条の四第二項の規定により投票用紙および投票用封筒の交付を請求
します。

現在する場所

滋賀県

郡

市

町

番地

令和 六年

月

日

氏

名

代理記載人となるべき者の氏名

市

選挙管理委員会委員長 様

滋賀県

町

備考

- 一 氏名欄には、選挙人の氏名を記載すること。
- 二 代理記載人となるべき者の氏名欄の氏名は、代理記載人となるべき者が必ず自分で書くこと。
- 三 投票用紙等は現在する場所に郵便等により送付されるので、明確に記載すること。
- 四 郵便等投票証明書を必ず提示すること。